

ひのっこ子育てプラン

～日野町子ども・子育て支援事業計画～

令和7年4月

日 野 町

目 次

第1章 計画策定の概要

- | | |
|-----------|-------|
| 1 計画策定の背景 | 2 ページ |
| 2 計画策定の趣旨 | 〃 |
| 3 計画の位置づけ | 3 ページ |
| 4 計画の期間 | 〃 |

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1 日野町の子どもをめぐる状況 | 4 ページ |
| 2 日野町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるニーズ調査の結果 | 6 ページ |

第3章 計画の基本的な考え方

- | | |
|---------|--------|
| 1 基本理念 | 7 ページ |
| 2 基本目標 | 8 ページ |
| 3 施策の体系 | 16 ページ |

第4章 子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 教育・保育提供区域の設定 | 17 ページ |
| 2 幼児期の学校教育・保育 | 〃 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業 | 19 ページ |

第5章 計画の進行管理

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 計画の推進主体と連携の強化 | 22 ページ |
| 2 計画の進行管理 | 〃 |

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

日野町においては就学前児童を中心とした「日野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所及び子育て支援施策を推進してきました。その中で保育料無償化や延長保育、土曜保育の実施、病児・病後児保育事業の導入など住みやすいまちづくりを目指して施策を実施しています。

日野町の就学前児童数は年々減少傾向であります、低年齢児の保育ニーズは年々増加しています。

こうした状況の中、一人一人に手厚い保育を行い、家庭教育や幼児教育にも力を入れるとともに、特に未満児の待機児童解消に向けて取り組みを続けているところです。

また、子育てに対する価値観の多様化や地域住民のつながりの希薄化などもあり、子育てに不安を抱える保護者が増加しています。

しかし、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化するなかでも、子どもたちが健やかに笑顔で成長していくことができるよう、保護者は日々子育てに励んでいます。

日野町ではこれまで、こうした子育て家庭を支えるため、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、きめ細やかな相談体制の充実や経済負担の軽減、子育て情報の提供、親と子の居場所づくりなど、様々な保育・子育て支援施策に取り組んできました。

子どもは社会の希望、未来を作る大きな力であり、今後も、すべての子どもが安心して育まれるとともに、子どもたちが集団の中で育ち合うことができるよう、また家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い喜びを感じながら安心して子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを地域社会全体でしっかりと支援していく必要があります。

2 計画策定の趣旨

わが国の子ども・子育て支援については、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）等に基づき、総合的な施策が講じられてきており、その中で、将来の次世代育成支援として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主に行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

そして、更なる子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められたことから、「子ども・子育て支

援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立しました。

この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。

また、令和元年10月1日には「子ども・子育て支援法」が改正され、3歳以上の幼児教育及び保育料が無償化になったこともあり、より手厚い子育て支援へと変化している状況です。

日野町では、『子どもの最善の利益が実現される社会を目指す』との子ども・子育て支援法の考えを基本に、子どもとその保護者に必要な支援を行い、妊娠・出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人一人の子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長することができるよう環境を整備することを目的に計画を策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、幼少期の学校教育・保育、地域の子育ての需給計画であり、教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める計画です。

(2) 関連計画との関係

この計画は、「第3次きらり日野町創成戦略」に掲げられている基本目標である『新しい人の流れを作りながら、若い世代が住み続けることができる環境を整える』と、同じく基本目標である『町内で安心して子どもを産み、育てる環境を整えるとともに、子どもたちの生きる力の基礎を培う』の実現を目指し作成しました。

すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭・保育や幼児教育の場・学校・行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりを推進するための取組として位置づけます。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会状況や子育て家庭のニーズの変化などに適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

令和 6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
策定					
			計画の見直し		

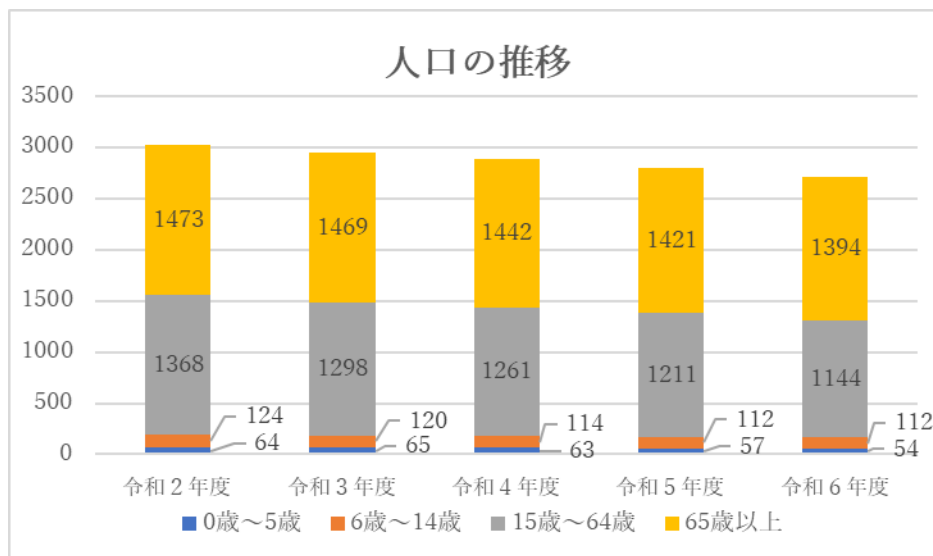
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 日野町の子どもをめぐる状況

(1) 子どもの人口の推移

日野町の人口は、年々減少しており、令和6年4月1日現在で2,676人となっています。

そのうち、65歳以上及び15歳～65歳未満の人口が大きく減少しており、それと同じく0歳児～5歳児の人口も減少傾向です。また、就学前の子ども数は令和6年4月1日現在で54人となっています。令和7年度以降も減少が続くと推測されます。

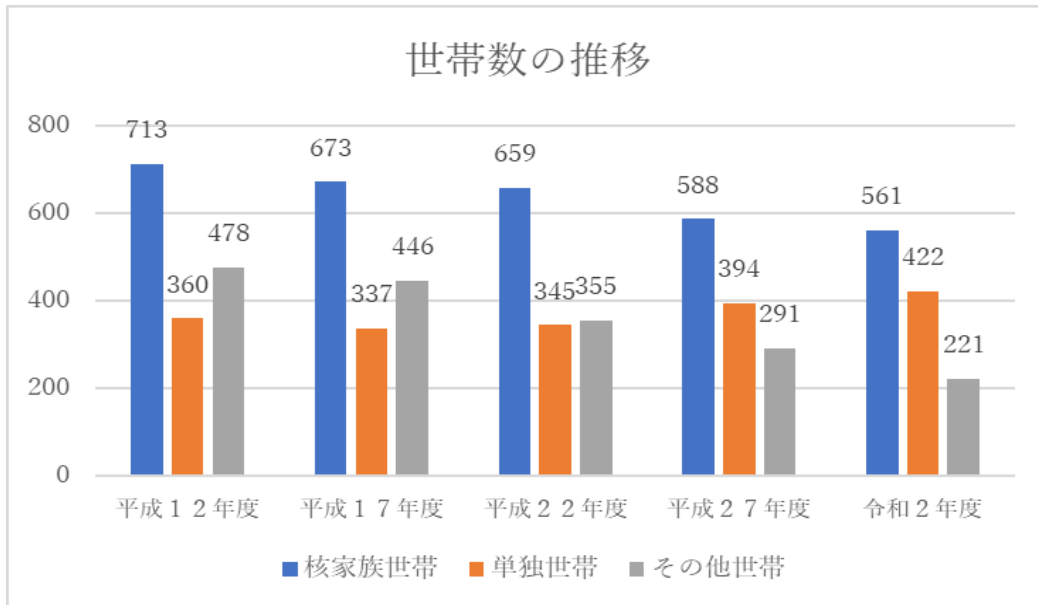


【資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)】

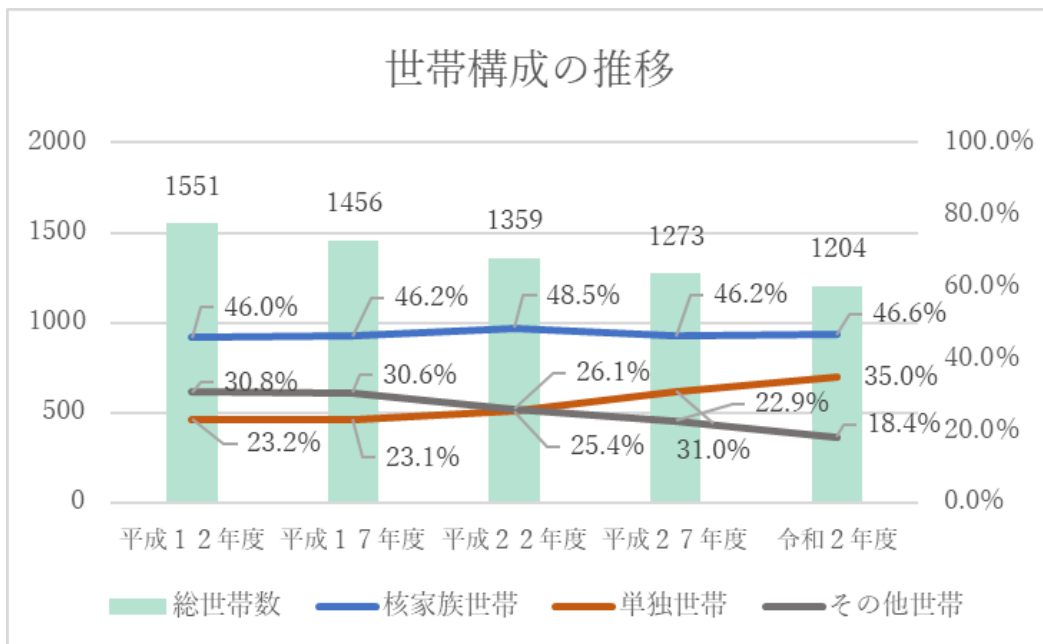
(2) 世帯の現状

日野町の世帯数の推移は、全体の数としては減少していますが、核家族世帯の割合は平成12年以降、増加傾向にあります。

また、世帯構成の推移は、核家族世帯の占める割合が最も高く約5割を占めています。単独世帯の占める割合が年々増加していることから、一般世帯数に占めるその他の世帯の割合は年々減少しています。



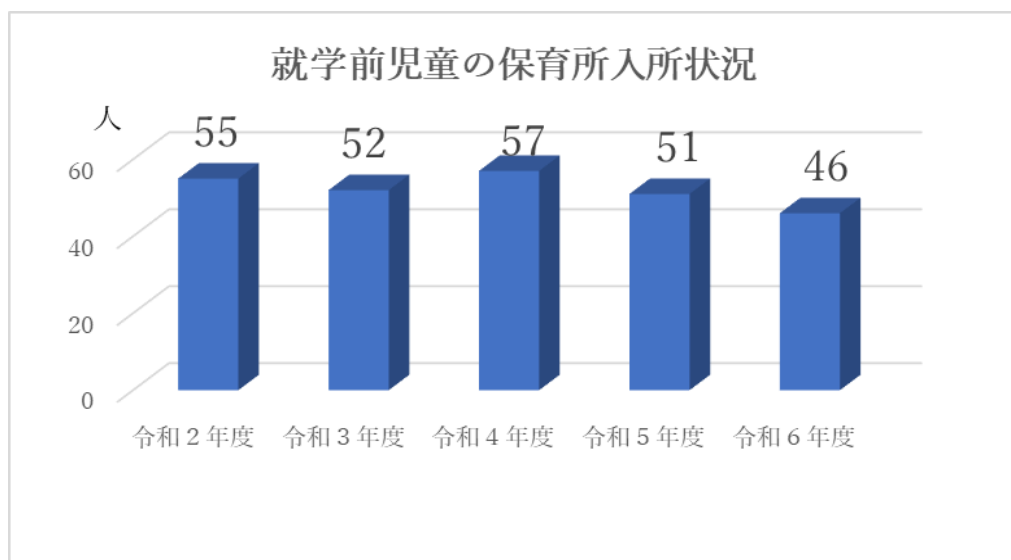
【資料：国勢調査】



【資料：国勢調査】

(3) 就学前児童の保育所の入所状況

日野町の就学前児童の保育所入所状況は、児童数が減少していますが、3歳未満児の入所は多くなっており、3歳以上児については、ほとんどが入所しています。



【令和6年12月1日時点】

2 日野町子ども・子育て支援事業計画策定にかかる ニーズ調査の結果

(1) 調査の目的

町内に在住する就学前の乳幼児の保護者に対して、アンケート調査を実施することにより、サービスの内容や量、子ども・子育てに対する現状や今後の意向等を把握し、本計画を策定するうえでの基礎資料とします。

(2) 調査対象

就学前(平成30年4月2日～令和6年12月2日までに生まれた)の乳幼児の保護者世帯数38(内保育所入所世帯数35)

(3) 調査期間

令和6年11月20日～令和6年12月2日

(4) 回収結果

世帯数	回収	回収率
38	32	84. 2%

(5) 主な結果

■ 回答世帯における子どもの人数

・子どもの人数については、「3人」が40. 6%と最も高く、次に「2人」が21. 9%、「1人」が28. 1%、「4人以上」が9. 4%となっています。

■ 世帯構成について

・核家族世帯が最も多く「50. 0%」、次いで2世帯家族が「46. 9%」、その他が「3. 1%」となりました。

■保育所の利用希望時間について

・標準時間である朝7時30分～18時15分の間の利用希望が最も多く、回答者「80%」が希望するという結果となり、保護者の生活スタイルや就労等の変化により保育時間を長く希望されるという傾向となりました。

また、土曜保育利用希望者の件数は少ないですが、標準時間での保育を希望されている意見もありました。

■親の代わりに病気やケガ等で保育をお願いした人の有無について

・親戚・祖父母と回答した方が「12.5%」、病児・病後児保育と回答した方は「28.1%」、ファミリー・サポート・センターは「0%」でした。全体で40.6%の方が親の代わりに保育をお願いしたという結果となりました。

■病児・病後児保育事業の利用について

・「利用する」が「40.6%」、一方「利用しない」が「43.8%」、「利用したいが申込方法が分からない」という方は15.6%でした。病児・病後児保育事業については今後もさらに病児・病後児保育事業の周知の徹底や利便性を高める必要があるということが分かりました。また、令和6年度から米子市へ委託している病児・保育室施設の利用については、利用しないが「83.9%」となり、今後も引き続き、利便性や事業内容について周知が必要となるということが分かりました。

■ファミリー・サポート・センター事業について

・「利用しない」が「93.8%」と、ほとんどが利用していない状況となっています。利用料金については「丁度良い」が「59.4%」、高いが「18.8%」、「安い」が「21.9%」でした。また、利用については「預ける側で利用したい」が「34.4%」、「預かる側で利用したい」が「3.1%」、「どちらも利用したくない」が「43.8%」、「『預ける側』と『預かる側両方利用したい』」が「3.1%」ありました。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

『若者が定住し、子どもたちの声が響く未来輝くまちづくり』

すべての子どもたちが、一人の人としてこのまちで大切に育てられ、健やかに成長し、このまちで子どもを産み育て、子どもたちの声が響き渡ることは、まち全体の喜びです。

子どもたちが、さまざまな人との関わりや都会にはない恵まれた自然環境の中での体験を通して、生まれ育ったまちを愛し、健やかでたくましく心豊かな人間として育ち、希望を持って自らの力を発揮できるよう、親のみならず、地域のみん

なで応援していきます。

また親も、子育てを通じてさまざまな人と関わりあいながら、経験を積み成長していきます。

地域社会が保護者に寄り添い、保護者が出産や育児の不安を乗り越え、悩みを解決しながら親として育ち、安心して生きいきと子育てが楽しめるような環境づくりを進めます。

2 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

この計画では、次の3つを基本的な目標として「子ども・子育て支援新制度」における子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めます。

(1)就学前教育・保育の充実

【 ①教育・保育の質の向上 】

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も重要な時期です。したがって、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、自然体験や地域交流を通じて心豊かな人間性を育てることも必要です。ひのっこ保育所では日野町のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、『食育・絵本・運動』の3本柱での保育に取り組み、アユつかみ・芋ほり体験、・クッキング、絵本の読み聞かせ・図書館ボランティアによるおはなし会、リズム運動・マラソンへの取組を継続して実施しています。また、高齢者や地域の人との交流などを取り入れた保育を実施しています。さらに、食物アレルギーを持つ子どもたちのために、食物アレルギー対応食の提供も行っています。

現在、3歳以上のほとんどの児童が保育所に入所していることから、今後は、教育的事業を取り入れていきます。

また、「架け橋期のカリキュラム」の開発により保学の相互理解を図り、保育所か

ら学校への滑らかな接続に向けて取り組んでいきます。

更に、家庭教育支援チームと協働し、家庭訪問によるニーズ調査や子育て世帯の家庭教育力強化など、関係機関と連携し、児童がスムーズに就学できるよう取り組んでいきます。

【 ②保育士の資質の向上 】

日野町のすべての子どもの健やかな育ちに向けて、保育士が資質向上のための研修等に参加できるよう人的体制を整えるとともに、より効果的な実施方法の検討を行い、研修計画を策定します。

また、幼稚園教諭との合同研修会などに参加し、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげるとともに、人事交流を取り入れるなど、より良い保育の実施を目指します。

研修だけでなく、保育に ICT を取り入れ、円滑なコミュニケーションや負担軽減も推進していきます。

【 ③保育士の配置基準 】

	国基準	県基準	町基準
0歳児	3:1	3:1	3:1
1歳児	6:1	4. 5:1	4. 5:1
2歳児	6:1	6:1	6:1
3歳児	15:1	15:1	15:1
4歳以上児	25:1	25:1	25:1

保育士を手厚く配置することで、保護者の就労を支援するとともに、3歳未満児から3歳以上児への移行期がスムーズに移行できるよう支援します。

【 ④特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実 】

現在、障がいのある児童が保育所に通う選択をした場合、年齢ごとのクラス分けで障がいの有無に関係なく、同じクラスで共に生活しています。

そのような中、一人一人の多様な教育・保育ニーズに応じるため、子どもの特性や実態の把握、個別の指導計画の作成・活用に努め、職員の共通理解を図り、支援を行っています。

さらなる各関係機関との連携のもと、長期的な視点に立った個別の支援計画の充実を目指し、支援の必要な子どもやその保護者一人一人に寄り添えるような教育・保育が実施できるよう、全職員が障がい等に関する基礎的な知識・対応技能を習得できる研修・指導体制を整えます。

また、保護者に対し、十分な情報提供を行い、多様化する障がいに対して気軽に相談できるよう相談体制の充実を図り、関係機関と連携を強化します。

【⑤子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容】

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を目標とし、保護者の経済的負担を軽減することに努めます。

【⑥家庭教育力の強化】

教育大綱に合わせた『家庭教育の手引き』の改訂、配布を行なうとともに、基礎的な生活習慣に関する研修や家庭教育の啓発に努めます。

【⑦子ども誰でも通園制度事業】

乳児等通園支援事業において生後6か月からの乳児が保育所等へ通うことができるように制度と体制を整えていきます。

(2)放課後子ども教室推進事業の整備・推進

【①放課後子ども教室の充実】

放課後子ども教室推進事業は、就学している児童に、安心・安全な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業です。

現在、日野学園で放課後子ども教室を実施しており、今後も安心・安全な子どもの居場所づくりに取り組み、放課後子ども教室を利用する児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めます。

また、長期休業中には、夏休み・冬休み・春休み子ども教室を実施し、長期休業中の子どもの居場所づくりにも取り組みます。

さらに、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、アンケート等実施し実態把握に努め、より良い事業実施に向けて検討します。

(3)多様な保育等サービスの充実

【①延長保育の実施】

保護者の就労形態の多様化に対応して、平日の開所時間を超えた延長保育を実施します。突発的な事情に対応することで、子育て支援の拡充を図ります。

【②一時預かり事業】

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減等のため、乳幼児を一時的に保育し、

子育て世帯の支援を図ります。

【 ③病児・病後児保育 】

病児・病後児保育については、令和2年度より利用者数が増加傾向であり、月に10日ほど利用されています。利用手続きを簡素化して欲しいという意見があり、利用しやすい体制づくりを検討します。

【 ④ファミリー・サポート・センター事業 】

行事や病気、休日など子どもを保育して欲しいニーズの受け皿としてファミリー・サポート・センター事業を推進しています。保護者の方に制度内容をご理解いただくため、今後も引き続き周知に努め、子育て支援施策の一環として、必要とされている方の利用に結びつけていきます。

【 ⑤子育て短期支援(ショートステイ)事業 】

保護者の病気やその他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に難しくなった場合等に、施設等において一定期間養育や保護を行うことで、家庭の福祉の向上を図ります。

【 ⑥親子関係形成支援事業】

児童との関わり方等の子育てに関する悩みや不安を抱えている保護者等に対し、子どもの心身の発達に応じた情報提供、相談、助言を実施します。また、同じ悩みを抱える保護者等同士が相互に相談・共有する機会を設け、で親子間の適切な関係の構築を図ります。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

また、子育ての不安を軽減し、子育ての楽しさを実感することができるよう、安心して子どもを預けられる環境づくりやきめ細やかな相談体制の充実、子育て情報の提供とともに、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(1)待機児童の解消

就労形態の多様化などに伴い、未満児の保育ニーズが増加傾向にあります。また多種多様な保育ニーズも出てきています。

これまで、待機児童の解消に努めてきましたが、0～2歳児の定員枠が不足することも推測されますので、待機児童を発生させないよう保育士の確保・施設の整備に努めます。

(2) 保育料の無償化

令和2年4月1日から保育料を無償化しています。また、副食費についても徴収していません。

(3) 情報提供・相談体制の充実

【 ①利用者支援 】

子ども及び保護者が、各家庭にあった支援(サービス)を受けられるよう、保育所入所や一時預かり事業利用等から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう相談体制の充実を図ります。

支援の実施に当たっては、子育て家庭の個別ニーズを把握し、関係機関と連携して情報提供をします。

また、職員研修等により、支援者の養成と資質向上に努めます。

【 ②地域の子育て支援拠点づくりの取り組み 】

子育て支援室「おひさまひろば」では、地域の子育て支援の拠点として、就学前までの幼児や妊婦、家族などが自由に遊び交流できる場を提供するとともに支援対象者の家庭訪問を行い、子育て相談を行っています。定期的なイベント開催も行っており、交流の機会を今後も増やしていきます。

今後はSNSを活用し、情報発信を積極的に取り組み、子育て世帯へアプローチしていくことを検討しています。

また、しいたん広場や健康福祉課といった関係機関とも連携をとり、子育て世帯の居場所作り、健診時や健診後の子育てに関するサポートも行います。その他、子育てに関する情報の提供や、悩み相談の窓口など、子育て支援に関する講習等を実施します。

【 ③妊婦等包括相談支援 】

妊婦等に対して面談を実施し、妊娠、出産または育児に関する困りごとや不安に対する相談や、母子保健及び子育てに関する情報の提供を行うなど、継続的に寄り添った相談支援を行います。

(4) 母子保健等の充実

【 ①妊婦健康診査 】

妊婦が受ける健康診査（妊婦一般健康診査）について、受診票を交付し、健診 14 回分の費用を公費負担（多胎妊婦の場合は、5 回分上乘せ）することにより、妊婦の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保していきます。

【 ②乳児健康診査 】

乳児が受ける健康診査（乳児一般健康診査）については、3～4 ヶ月健診及び、9～10 か月健診の受診票を交付し、費用を公費負担することにより、乳児の健康管理の充実及び経済負担の軽減を図ります。

【 ③産後ケア事業 】

産後の母子に対して、指定の施設を日帰りや宿泊で利用してもらい、心身のケアや育児のサポート等を行うことで、安心して子育てができるよう支援を行います。

(5) 子どもが安心して遊べる環境づくり

安全で自由に利用できる施設の整備を検討します。幼児を対象とした遊具を備えている施設は保育所のみであり、休日に外で子どもを遊ばせる場所が無いことが課題で、親の里帰りや未入所の方が外で遊ばせる場所の提供も必要となっています。保育所内の遊具利活用も視野に入れ、環境整備に取り組みます。

ひのっこ保育所に隣接する日野町運動広場を活用し、保育所の機能を拡充します。これにより、子どもたちが広いスペースでのびのびと遊ぶことができる環境を提供し、運動能力の向上や社会性の育成を図ります。また、地域住民との交流の場としても活用し、地域全体で子どもたちを見守り育てる環境づくりを推進します。

基本目標3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。

さらに、障がい・疾病・虐待・貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対する、育児や生活に関する相談・情報の提供など総合的な支援に努めます。

(1)地域での子育て支援の充実

【 ①地域の子育て支援拠点事業(子育て支援室事業) 】

子育て支援室「おひさまひろば」において、親と子が気軽に集い、交流し、共に学び、成長していくことができる場や機会を一層充実して、子育ての不安感等を緩和します。

現在、多くの子育て支援ボランティアや地域の方の支援により、地域全体で子どもの育ち・親の育ちに関わっていると実感しています。

今後も利用者と支援者の関わり、利用者同士の交流を通して、町全体で子育てを支援する仕組みづくりに取り組みます。

【 ②乳幼児家庭全戸訪問事業 】

乳幼児家庭全戸訪問事業は、乳幼児がいる家庭に保育士または保健師が訪問する事業です。訪問者は、子育てに関する情報提供をするとともに、保護者から育児に関する話を聴くことで、育児の孤立化を防ぎ、安心して子育てができ、子どもがすこやかに成長できるように支援します。

【 ③こども家庭センター 】

以前から設置していた、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施する子育て世代包括支援センターの機能と、子ども家庭支援全般に係る支援を実施する子ども家庭総合支援拠点の機能を合わせ、切れ目なく一体的に支援できるよう取り組みます。

(2)支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

【 ①養育支援訪問事業 】

児童の養育について支援が必要でありながら、自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、保健師など専門職の訪問による相談や指導などの支援を行います。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待防止に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を展開していきます。

【 ②要保護児童対策地域協議会 】

要保護児童対策地域協議会とは、地域・関係機関・関係団体が一体となって、児童虐待や非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するための機関です。

全国的に児童虐待に関する相談が複雑かつ重層化する中、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を強化し、要支援家庭への適切な対応や要

保護児童の早期発見に努めます。

【 ③ひとり親家庭の自立支援の推進 】

ひとり親家庭の自立した生活と、子どもとともに健全な生活を営むことができるよう、きめ細やかな相談体制、施策・取組についての情報提供を充実させ、関係機関との連携による支援を行います。

また、就労のための資格取得の支援や就労支援を進めます。

3 施策の体系

【 基本理念 】

若者が定住し、子どもたちの声が響く未来輝くまちづくり

【 基本目標・施策目標 】

基本目標1 一人一人の子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

施策目標・施策

- (1) 就学前教育・保育の充実
 - ① 教育・保育の質の向上
 - ② 保育士の資質の向上
 - ③ 保育士の配置基準
 - ④ 特別な支援が必要な子どもに対する教育・保育の充実
 - ⑤ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
 - ⑥ 家庭教育力の強化
 - ⑦ 子ども誰でも通園制度事業
- (2) 放課後こども教室推進事業の整備・推進
 - ① 放課後子ども教室の充実
- (3) 多様な保育等サービスの充実
 - ① 延長保育の実施 ② 一時預かり事業
 - ③ 病児・病後児保育 ④ ファミリー・サポート・センター事業
 - ⑤ 子育て短期支援(ショートステイ)事業
 - ⑥ 親子関係形成支援事業

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

施策の目標・施策

- (1) 待機児童の解消
- (2) 保育料の無償化
- (3) 情報提供・相談体制の充実
 - ① 利用者支援 ② 地域の子育て支援拠点づくりの取り組み
 - ③ 妊婦等包括相談支援
- (4) 母子保健等の充実
 - ① 妊婦健康診査 ② 乳児健康診査
 - ③ 産後ケア事業
- (5) 子どもが安心して遊べる環境づくり

基本目標3 子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり

施策の目標・施策

- (1) 地域での子育て支援の充実
 - ① 地域の子育て支援拠点事業(子育て支援室事業)
 - ② 乳幼児家庭全戸訪問事業
 - ③ こども家庭センター
- (2) 支援の必要な子ども・子育て家庭への支援の充実
 - ① 養育支援訪問事業
 - ② 要保護児童対策地域協議会
 - ③ ひとり親家庭の自立支援の推進

第4章 子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、地域実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を定める必要があるとしています。

日野町では、教育・保育提供区域を1区域に設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

日野町に居住する子どもについて、「現在の保育所の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

① 保育の必要性の認定区分

3～5歳 幼児期の教育（1号認定：教育標準時間認定）

3～5歳 保育の必要性あり（2号認定：満3歳以上・保育認定）

0～2歳 保育の必要性あり（3号認定：満3歳未満・保育認定）

② 年齢区分

教育・保育及び地域が保育事業の「量の見込み」と「提供体制の確保」

（令和7年度【計画の1年目】）

		1号認定 3～5歳 幼児期の教育	2号認定 3～5歳 保育の必要性あり	3号認定 0～2歳 保育の必要性あり	合計
① 量の見込み (利用定員総数)		0	45 (60)	30 (30)	75 (90)
② 確保 方策	教育・ 保育施設	0	45	30	75
	地域型保育 事業	0	0	0	0

(2)提供体制の確保の内容及びその実施時期

(年度別、施設型給付・地域型保育給付別)

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

●1号認定(3～5歳児 幼児期の学校教育のみ)

現在、町内に幼児教育施設もなく、利用希望もないことから、1号認定の量を見込んでいません。今後は、ニーズを把握しながら、保育所の保育所型認定子ども園への移行を含め、検討します。

●2号認定(3～5歳児 保育の必要性あり)

		R7	R8	R9	R10	R11
①量見込み (利用定員総数)		45 (60)	45 (60)	45 (60)	45 (60)	45 (60)
②確保 の内容	認定こども園	0	0	0	0	0
	保育所	45	45	45	45	45
②－①		0	0	0	0	0

●3号認定(0歳児 保育の必要性あり)

		R7	R8	R9	R10	R11
①量見込み (利用定員総数)		6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
②確保 の内容	認定こども園	0	0	0	0	0
	保育所	6	6	6	6	6
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

●3号認定(1, 2歳児 保育の必要性あり)

		R7	R8	R9	R10	R11
①量見込み (利用定員総数)		24 (24)	24 (24)	24 (24)	24 (24)	24 (24)
②確保 の内容	認定こども園	0	0	0	0	0
	保育所	24	24	24	24	24
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

子育て支援室を中心に、健康福祉課、教育委員会と連携をとりながら、子育て支援に関する総合的な相談・情報提供を行います。

②地域子育て支援拠点事業

年間延べ利用人員(施設数)

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	800	800	800	800	800
② 確 保 の 内 容	800 (1箇所)	800 (1箇所)	800 (1箇所)	800 (1箇所)	800 (1箇所)
② - ①	0	0	0	0	0

③妊婦健康診査

実人員

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	15	15	15	15	15
② 確 保 の 内 容	15	15	15	15	15
② - ①	0	0	0	0	0

※多胎妊婦の場合は、別に5回

④乳児家庭全戸訪問事業

実人員

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	15	15	15	15	15
② 確 保 の 内 容	15	15	15	15	15
② - ①	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業

実人員

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	2	2	2	2	2
② 確 保 の 内 容	2	2	2	2	2
② - ①	0	0	0	0	0

⑥一時預かり事業

年間延べ利用人員(施設数)

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	24	24	24	24	24
② 確 保 の 内 容	24 (1箇所)	24 (1箇所)	24 (1箇所)	24 (1箇所)	24 (1箇所)
② - ①	0	0	0	0	0

⑦延長保育事業

年間延べ利用人員(施設数)

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	300	300	300	300	300
② 確 保 の 内 容	300 (1箇所)	300 (1箇所)	300 (1箇所)	300 (1箇所)	300 (1箇所)
② - ①	0	0	0	0	0

⑧病児・病後児保育事業(日野病院)

年間延べ利用人員(施設数)

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	240	240	240	240	240
② 確 保 の 内 容	240 (1箇所)	240 (1箇所)	240 (1箇所)	240 (1箇所)	240 (1箇所)
② - ①	0	0	0	0	0

⑨病児・病後児保育事業(米子市委託)

年間延べ利用人員(施設数)

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	24	36	36	36	36
② 確 保 の 内 容	24 (3箇所)	36 (3箇所)	36 (3箇所)	36 (3箇所)	36 (3箇所)
② - ①	0	0	0	0	0

⑩放課後子ども教室推進事業

実人員(施設数)

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	60	60	60	60	60
② 確 保 の 内 容	60 (1箇所)	60 (1箇所)	60 (1箇所)	60 (1箇所)	60 (1箇所)
② - ①	0	0	0	0	0

⑪ファミリー・サポート・センター事業

実人員

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	15	15	15	15	15
② 確 保 の 内 容	15	15	15	15	15
② - ①	0	0	0	0	0

⑫子育て短期支援(ショートステイ)事業

年間延べ利用日数

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	24	24	24	24	24
② 確 保 の 内 容	24	24	24	24	24
② - ①	0	0	0	0	0

⑬親子関係形成支援事業

実人員

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	2	2	2	2	2
② 確 保 の 内 容	2	2	2	2	2
② - ①	0	0	0	0	0

⑭子ども誰でも通園制度

実人員(施設数)

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	0	12	12	12	12
② 確 保 の 内 容	0 (0箇所)	12 (1箇所)	12 (1箇所)	12 (1箇所)	12 (1箇所)
② - ①	0	0	0	0	0

⑮妊婦等包括相談支援事業

年間延べ面談実施回数

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	45	45	45	45	45
② 確 保 の 内 容	45	45	45	45	45
② - ①	0	0	0	0	0

⑩産後ケア事業

年間延べ利用人員

	R7	R8	R9	R10	R11
① 量 の 見 込 み	5	5	5	5	5
② 確 保 の 内 容	5	5	5	5	5
② － ①	0	0	0	0	0

第5章 計画の進行管理

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。

子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、点検及び評価を各年度で行い、施策の改善につなげます。